

# 月刊 岩田会計 第6号

平成19年6月30日

税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会保険庁の年金問題が世間を騒がせて関係庁舎の窓口は何時間待ちのところもあるようです。こういった公共サービスが徹底されないと民間のわれわれの納税意欲は薄れてしまうでしょう。ですが、あくまで納税して意見を言うのが鉄則だと思います。適正な納税は経営理念を柱にした経営計画を実践遂行することで実現できます。皆様もぜひ計画経営を実践していきましょう。



【平成19年6月号】 オーナー給与一部損金不算入制度改正について  
先月号に引き続き、税制改正の重要ポイントです。  
昨年度改正で成立したオーナー給与の一部損金不算入制度の概要は以下のとおりでした。

資本金の出資割合がオーナー一族で90%以上かつ、通常業務従事役員のオーナー一族の割合が50%超の会社は対象になります。

ただし、この対象になった会社の基準所得（法人税法上の所得+オーナー給与）の3年間の平均が800万円以下は対象から外れます。

また、基準所得が800万円超3000万円以下でその所得に占めるオーナー給与が50%以下であれば対象から外れます。

平成19年度税制改正では4月1日以後開始事業年度からこの800万円が1600万円に引き上げられています。

これによって対象企業はかなり少なくなるものとは思われますがまだまだ改善要求が続いていくことでしょう。

個別事例等、詳細は岩田会計事務所までご連絡ください。

以上